

平成 22 年 2 月 18 日
役員会議決

東京大学の教員評価制度の設計・運用の在り方について（指針）

第 1 制度の趣旨

教員評価制度は、個々の教員ひいては各部局、大学全体の教育研究活動の活性化及び水準の向上を目的とする。

第 2 基本的な留意点

教員評価制度の設計・運用に係わる者は、以下の点に留意するものとする。

憲法の定める学問の自由、教育基本法の定める教員の責務をはじめとする法令の趣旨を遵守・尊重する。

東京大学憲章、中期目標・計画等の将来構想の目指すものの実現に寄与するようにする。

教員の流動性の向上の観点から、教員評価制度の国際通用性を確保する。

本制度の趣旨を踏まえつつ、評価機関の評価基準等に示される教員評価に係る要請に適切に対応する。

第 3 実施主体の責務と役割分担

教 員

すべての教員は、大学教員としての職業倫理に則って、日常の教育研究活動の在り方について不断の自己評価を行うとともに、本部及び所属部局の主催するファカルティ・ディベロップメント（FD）の機会に参加するなど、自ら研鑽に努めなければならない。教育活動の自己評価に当たっては、学生による授業評価や教員間の助言、相互評価の結果を適切に活用するものとする。

部 局

各部局は、教員を対象に、教育、研究、組織運営、社会貢献等の活動について、学問領域及び活動領域の特性に応じて定期的な評価及び臨機（採用・昇任時など）の評価を行うものとする。

各部局は、前項の評価の実施方法・手続きに関して、公正性・透明性の確保に努めなければならない。特に、教員の採用・昇任に係わる評価については、その基準・手続を明示しなければならない。外部からの評価者の参画など、評価の客観性を高めるための実施方法の工夫については、各部局の実情及び当該学問分野の特性などに応じて検討するものとする。

各部局の実施する評価に当たっては、当該教員の自己評価に係わる資料が適切に活用されなければならない。当該教員に対して提出を求める自己評価に係わる資料の様式等については、当該部局において適切に定めるものとする。

各部局の長は、教員評価により得られた情報について、当該教員への助言、指導、顕彰及び処遇等の参考とするとともに、当該部局の自己点検・評価やFD等の組織的な活動に生かすものとする。また、当該情報は個人情報として取り扱い、関係文書を適切に管理するとともに、当該部局の定めるところにより、業績の一部又は全部を積極的に公表し、関連する学界、さらには広く社会からの評価を受けることができるようにする。

本 部

本部は、各部局における教員評価の体制や、その実施状況を的確に把握するとともに、これらについて制度の趣旨（第1）及び基本的な留意点（第2）に照らして評価（メタ評価）を行う。また、各部局における教員評価の円滑な実施及び運用改善のため、必要な助言・援助を行う。

総長は、各部局の自主性・自律性を尊重しつつ、必要と認める場合、教員評価制度の在り方について当該部局の長に対して改善を求めることができる。総長がこの措置をとるに当たっては、予め教育研究評議会の議を経なければならない。